○開設者および管理者

開設者：医療法人和幸会 理事長 栗岡 隆顕

管理者：院長 栗岡 政典

○標榜診療科目

精神科・心療内科・内科

○診療時間

		月	火	水	木	金	土	日祝
9:00～12:00	精神科 心療内科	○	○	○	○	○	○	×
	内科	×	×	○	○	×	○	×

○休診日

日曜日、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）

○保健医療機関

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準による看護を行っている**保険医療機関**です。

○入院に関する事項

療養病棟入院基本料 1（南 1 階病棟：48 床）
入院患者さん 20 人に対して 1 人以上の看護職員と、1 人以上の看護補助者を配置しています。
精神病棟入院料 1（南 2 階病棟：51 床　／　南 3 階病棟：48 床）
入院患者さん 15 人に対して、1 人以上の看護職員を配置しています。
精神療養病棟入院料（かえで病棟：56 床　／　さくら病棟：50 床）
入院患者さん 15 人に対して、1 人以上の看護職員を配置しています。

※時間帯、休日などで配置が異なります。詳しくは、各病棟の掲示をご覧ください。

○入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準について

入院の際に、医師・看護師・薬剤師等の多職種が共同して入院診療計画を策定し、原則として入院より 7 日以内に文書にてお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。

○入院時食事療養（Ⅰ）

療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食:7 時、昼食:正午、夕食:18 時以降）適温で提供しております。入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。

・入院時食事療養費の標準負担額（１食につき）

対象者の分類	食費負担額
一般（住民税課税）	550 円
一般（住民税課税）・指定難病患者・小児慢性特定疾病患者	330 円
住民税非課税　過去 1 年間の入院日数 90 日まで	270 円
住民税非課税　過去 1 年間の入院日数 91 日以降	220 円
住民税非課税で一定所得以下	130 円
精神病床入院患者（平成 28.4.1 時点で既に 1 年を超えて継続して精神病棟に入院している方）	260 円

○入院時生活療養（Ⅰ）

65 歳以上の方が療養病床に入院した時の食費（1 食）と生活費（1 日）の標準負担額

対象者の分類		食費負担額	生活費負担額
一般（住民税課税）		550 円	430 円
住民税非課税Ⅱ（難病患者等を除く）		270 円	430 円
住民税非課税Ⅰ（難病患者等を除く）		160 円	430 円
難病患者等		0 円	330 円
難病患者である住民税非課税Ⅱ	過去 1 年間の入院日数 90 日以内	0 円	270 円
	過去 1 年間の入院日数 91 日超	0 円	220 円
低所得者Ⅰ住民税非課税で所得が一定基準を満たす方		0 円	130 円

○各種指定

・保険医療機関
・生活保護法指定医療機関
・指定自立支援医療機関、指定自立支援医療機関（精神通院医療）
・難病の患者に対する医療等に関する法律第 14 条第 1 項の規定による指定医療機関
・医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修協力病院

○届出済の施設基準

【基本診療料】

療養病棟入院基本料 1	精神病棟入院基本料
療養環境加算	療養病棟療養環境加算
看護配置加算	看護補助加算 2
感染対策向上加算 3	データ提出加算 1 および 3
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	電子的診療情報連携体制整備加算 3
電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院基本料等加算）	

【特掲診療料】

検査画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	脳血管疾患リハビリテーション科（Ⅲ）
通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算	通院・在宅精神療法の注 9 に規定する心理支援加算
通院・在宅精神療法の注 13	運動器リハビリテーション科（Ⅱ）
精神科ショート・ケア「大規模なもの」	精神科作業療法
医療保護入院等診察料	精神科デイ・ケア「大規模なもの」
検体検査管理加算（Ⅰ）	こころの連携指導料Ⅱ
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰの注 5	入院ベースアップ評価料 36
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	
プログラム医療機器等指導管理料	CT 撮影及び MRI 撮影

○明細書の発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方も含め、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合やその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にお申し出ください。

○個人情報保護への取り組み

個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理しております。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、職員研修などを通じて適切な個人情報保護に努めています。

○その他

・医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組として下記の事に取り組んでおります。
　外来縮小の取組み、医師と医療関係職種における役割分担に対する取組み、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組み、医師の負担軽減に対する取組み、看護職員の負担軽減に関する取組み。
・屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。
・当院は、看護師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士などの、医療従事者を目指す学生の実習受け入れ病院です。未来の医療を担う医療従事者を養成するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○保険外負担（特定療養費）に関する事項（自費料金）

※下記の項目については、健康保険適用外として患者さんに費用の負担をお願いしています。

日常生活上必要な費用					
貸ロッカー使用料	1 日	27 円	理髪料	1 回	2,700 円
テレビ貸出料	1 日	157 円	理髪料(ベッドカット)	1 回	3,700 円
文書関連					
障害年金用診断書	1 通	11,000 円	健康診断文書料	1 通	3,300 円
後遺障害診断書関連	1 通	8,800 円	入院証明書 （傷病名・状態等あり）	1 通	2,200 円
精神障害者手帳用診断書	1 通	6,000 円			
生命保険診断書	1 通	5,500 円	入院証明書（傷病名のみ）	1 通	1,100 円
自賠責診断書・自賠責明細書	1 通	5,500 円	おむつ証明書	1 通	1,100 円
死亡診断書	1 通	5,500 円	就労不能の証明書 （保育園等への提出用）	1 通	1,100 円
成年後見申立用診断書	1 通	5,500 円			
自立支援医療用診断書 (精神通院医療)	1 通	3,300 円	その他文書	1 通	550 円～ 5,500 円
当院所定様式の診断書	1 通	3,300 円			
その他					
エンゼルケア料	1 回	30,000 円	障害者手帳申請手数料	1 回	600 円
生命保険会社面談料	30 分毎	11,000 円	医療費領収証明書発行料	1 枚	550 円
医師面談料（初診相談）	30 分毎	5,500 円	CD-R コピー	1 枚	550 円
医師面談料	1 回	3,300 円	診察券再発行料	1 枚	100 円
診療録開示手数料	1 回	2,200 円	診療録コピー代	1 枚	50 円
他院受診時付き添い料	1 時間毎	2,200 円	薬剤容器代	1 個	50 円
自立支援医療申請手数料	1 回	600 円			

予防接種関連					
破傷風トキソイド	1回	3,300円	麻疹・風疹ワクチン	1回	8,800円
インフルエンザ	1回	4,000円	帯状疱疹ワクチン （乾燥弱毒生水痘ワクチン）	1回	8,800円
おたふく風邪ワクチン	1回	4,400円	肺炎球菌ワクチン （プレベナー20）	1回	9,900円
B型肝炎ワクチン	1回	4,950円	新型コロナワクチン	1回	16,000円
水痘ワクチン	1回	6,050円	帯状疱疹ワクチン （シングリックス）	1回	20,000円
肺炎球菌ワクチン （ニューモバックス）	1回	7,700円			

○電子的診療情報連携体制整備加算

当院は、医療DXを通じた質の高い医療提供を目指しております。

①オンライン資格確認等のシステムより取得した医療情報等を活用し、診療をしております。

②マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

③電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を推進しています。
（今後導入予定）

④医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行います。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として、「一般名処方」を実施しております。

【一般名処方とは】

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を処方箋に記載するのではなく、薬剤の成分（有効成分）をもとにした処方箋を発行することです。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品を選択することができ、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

○地域支援・医薬品供給対応体制加算について

薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えています。

・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性がありますが、その際は患者様に十分にご説明いたします。

ご不明点がございましたら、主治医または薬剤師にご相談ください。

○患者相談窓口

当院では、疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、さまざまな相談をお伺いする窓口を設置しています。ご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。

相談窓口：1階総合受付

相談時間：月曜日～土曜日　9:00～17:00(祝日と12/29～1/3を除く)

○長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日より、患者さんの希望により長期収載品を処方した場合、通常の一部負担金に加えて、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みが始まります。

（長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のことです。）

【対象となる医薬品】

・外来患者さんの院内処方・院外処方（入院は対象外です）

・後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

・医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合

・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合

・バイオ医薬品

【選定療養費（特別の料金）の自己負担額について】

・長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1 相当

※選定療養費には別途消費税もかかります。

※この制度では、病院の収入が増えるわけではありません。国の財政における医療費負担が減少することにより、社会保障費全体の減少が期待されますので、ご協力をお願いします。

【2026.10.1 版】